

令和8年度総合相談員設置事業委託仕様書

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「総合相談員設置事業」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとします。

1 目的

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決を図るため、人権問題に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権問題に関する理解及び認識を深めるため、啓発活動を実施することにより、差別意識や偏見を持たない心のバリアフリーの実現を目指します。

2 委託業務の内容

受託者は、同和問題をはじめとした人権全般にわたる県民からの相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権問題に関する県民の理解及び認識を深めるため、啓発活動を行います。

（1）相談業務

次の事項を基本に相談対応の方法、対応日時、配置人員等を提案してください。
なお、以下のア～エの条件は必須とします。

ア 相談対応日時等

（ア）相談受付時間は週5日（月曜日から金曜日まで。ただし祝日及び12月29日から1月3日までは除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（イ）相談対応時間は相談者の状況に応じて柔軟に対応すること。

イ 相談場所

主たる相談場所を定めておくこと。ただし、相談内容に応じて相談場所は柔軟に対応すること。

ウ 相談方法

来所、訪問、電話、メール等の県民が相談しやすい方法により実施すること。

エ 総合相談員

総合相談員（以下「相談員」という。）の配置人数は4名以上とし、次の要件を満たすこと。

（ア）相談員は人権相談業務の経験があること。

（イ）同和問題に対して深い理解を有し、助言等を十分行うことができる者を複数人配置すること。

（ウ）様々な人権問題に関する理解、自覚等を十分有し、助言等を十分行うことができる者を複数人配置すること。

（エ）相談員は、必要に応じて相談者の地域等を考慮した適切な相談員等を紹介するとともに、相談者からの連絡が常に確保できる体制にしておくこと。

（オ）相談員は県内全域の県民からの相談に対応すること。

(2) 啓発活動

以下の参考例を基本に啓発活動を提案してください。

【参考例】

- ・啓発資料（人権に関する講演会や各種案内等）配布

(3) その他

- ア 相談について、相談内容を記載した相談カードを作成し、保存しておくこと。
- イ 月毎の相談・啓発活動報告書を作成し、千葉県健康福祉部健康福祉政策課に提出すること。
- ウ 相談に対し適切な情報を提供できるよう、また、より効果的な相談業務が実施できるように参考となる情報の収集を行い、年1回は人権に係る研修会に参加すること。
- エ 相談事業の円滑な実施を図るため、各相談員による連絡会議を随時開催すること。
- オ 県民が必要とする時にいつでも相談できるように、様々な機会を利用して県民や関係機関への広報を行うこと。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 執行限度額

7,380,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記委託金額は、令和8年2月県議会において、令和8年度当初予算が成立することを前提としたものです。

このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約を締結しない場合があります。

5 特記事項

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (2) 受託者は、業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。